

○松沢成文君 ただいま議題となりました憲法審査会会長林芳正君不信任動議について、日本維新的会を代表して、提出者としてその趣旨を説明いたします。

言論の府として、良識の府として、国民に開かれた議論が求められている参議院憲法審査会が、平成三十年二月以来、何と二年四か月近く実質的に開催されておりません。このままでは国民の負託に応えられないばかりか、参議院の存在意義すら問われる異常事態と言わざるを得ません。

憲法審査会は、与野党の党派性を超えて、公正公平に憲法議論を行う場とされています。近年では、国会でも、また国民からも憲法に関する様々な問題が提起され、世論調査においても過半数の国民が憲法審査会の審議促進を求めております。各会派には憲法改正に賛成、反対の様々な意見があることは承知しておりますが、国會議員がオーブンに討論することによって初めて主権者である国民の皆さんに憲法がどうあるべきか考える機会を提供することができるのです。このように日本の政治にとって極めて重要な役割を担う憲法審査会が、一部会派の反対で開催できないことは許されません。

そこで、私たち日本維新的会は、昨年十二月、今年の三月、そして五月の三度にわたり林会長に対して憲法審査会開催の申入れを行い、会長の指導力、決断力によつて早期に審査会を開催するよう繰り返し強く要請してまいりました。特に三度目の要請では、昨今の新型コロナ感染拡大の中で緊急事態宣言が出されたこともあり、緊急事態への対応と憲法の在り方という具体的なテーマを示し審査会の開催を求め、会長に決断を迫りました。林会長は、これまで開催に向けて各会派との調整を図られたようですが、結果として、今国会でも開催できませんでした。これは、林会長の指導力、決断力の欠如と言わざるを得ず、大変残念ではあります。ここに不信任動議を提出いたしました。

このままでは、いつまで待っても審査会は開催

されません。憲法改正に異議があるのなら、その見解を審査会で堂々と主張すべきです。審査会の開催自体を拒否することは、国会議員としてあるまじき行為であり、国民への背信行為にほかなりません。審議拒否する会派は委員の資格を返上すべきです。

各会派の皆様には、本会長不信任動議への御賛同をお願いすると同時に、反対の場合には討論で、なぜ憲法審査会の開催を拒むのか、国民に対しても明確に説明するよう求めます。

以上です。

○会長代理(鉢呂吉雄君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○石井正弘君 自由民主党・国民の声の石井正弘です。

私は、自由民主党・国民の声を代表して、ただいま議題となりました憲法審査会会長林芳正君不信任の動議に対し、反対の立場から討論いたします。

○会長代理(鉢呂吉雄君) 本審査会が平成三十年二月以来二年以上にわたり、実質的な調査を行つてこなかつたことは誠に残念であり、率直に反省すべきだと思いますが、これは会長お一人の責任ではないのです。

林会長は、昨年十月に会長に就任した際、審査会の運営に当たりましては、委員各位の御指導と

御協力をいただきながら、公正かつ円満な運営に努めてまいりますと述べられたように、公正かつ

透明な運営を心掛け、与野党の筆頭幹事と連絡を取り、三者で協議を行ななど、審査会開会に向けて懸命の努力を続けてございました。

○東徹君 日本維新的会の東徹です。

参議院憲法審査会会長林芳正君不信任動議につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成三十年二月以来、参議院憲法審査会が開催されていないという異常事態が続いております。

その責任は、ただ憲法審査会会长にだけ責任があるということではないといふことは重々承知の上

あります。当然、野党の一部の会派が今回も審議に応じないといふことが最大の問題であることがあります。

さるに、我が自由民主党は、一、自衛隊の明記、二、緊急事態対応、三、合区解消・地方公共

団体、四、教育充実の四項目から成る条文イメージ、たたき台素案を取りまとめ、既に公表してお

ります。この条文イメージは、あくまでもたたき台であり、各会派の意見を踏まえて修正すること

は当然であります。我が党の条文イメージだけではなく、その他の項目についても本審査会の場で各会派から意見を述べてもらうことで、国民が憲法改正を考える上での一つの判断材料を示したい

と思つております。これが主権者である国民の負託に応えることだと考えます。

しかし、その一方で、憲法に関する議論は、与野党合意の下、静かな環境で行われるべきだと考

えます。今回、動議が提出されることとなつた危機意識は共有できるものではありますが、与野党合意による審査会開会がなされないからといって

林会長不信任とする理由には全く当たらないと考えます。林会長には、引き続き公正かつ円満な運営をお願いし、与野党合意による審査会開会に向けた御努力を、与野党筆頭幹事とともに、これまで同様行つてもらいたいと存じます。

加えて、各会派には、憲法に対する意見の隔たりがあることは前提としつつ、そうした様々な意見を見国民に分かる形で示すためにも、本審査会の今後の開会に御尽力いたくことを切に願うところです。

以上、林会長不信任動議に反対であることを申し上げ、私の討論を終わります。

○会長代理(鉢呂吉雄君) 御静聴にお願いします。

○東徹君 二年半近く求めてきました。

特に、今回のようなコロナという危機に、戦後最大の危機に直面しているときこそ、我々は、緊急事態条項や、そしてまた教育の無償化、道州制を検討する統治機構改革、こういった機会に真面目から議論すべきであります。

しかし、憲法審査会が開催されていない問題は、一部の会派が議論に応じないだけが問題とは言ひ切れません。審査会会長には、ただ両筆頭間に任せせておるだけでは駄目でありまして、責任を果たしたことにはなりません。審査会会長としてリーダーシップを發揮していただき、審査会を開催する責務があるのは当然であります。

審査会会長には公用車が専用車としてあてがわれ、会期中は土日祝日も含めて一日の手当が六千円付くんです。百五十日間であれば九十万円、一度も議論もなく公用車が使われ、手当が付くといふのは、国民目線で考えれば誰も納得できません。

このような状況は一部の会派が出てこないから仕方がないでは済まされない事態であることを十分御認識いただき、参議院憲法審査会会長林芳正君不信任動議に賛成の討論とさせていただきま

す。

○会長代理(鉢呂吉雄君) 他に意見もないよう

であります。議員であるまじき態度だと言わざるを得ません。議論からただ逃げているだけであ

り、二年半も応じないといふこの有様は異常であり、議員として最もひきようであり、恥じるべきであります。

本日、野党の一部の会派が会期延長を求めるのであれば、最低、憲法審査会で十分議論ぐらいしてから求めるべきであります。我々は、ただ憲法審査会で議論すべきだということを……。(発言する者あり)

ります。議員であるまじき態度だと言わざるであります。議論からただ逃げているだけであ

り、二年半も応じないといふこの有様は異常であり、議員として最もひきようであり、恥じるべきであります。

さるに、我が自由民主党は、一、自衛隊の明記、二、緊急事態対応、三、合区解消・地方公共

団体、四、教育充実の四項目から成る条文イメージ、たたき台素案を取りまとめ、既に公表してお

ります。議論にすら出てこないという態度

であります。議論にすら出てこないという態度

これより採決に入ります。

憲法審査会会長林芳正君不信任の動議に賛成の方の手を願います。

[賛成者挙手]

○会長代理(鉢呂吉雄君) 少数と認めます。よつて、本動議は賛成少数により否決されました。

会長の復席を願います。

[会長代理鉢呂吉雄君退席、会長着席)

○会長(林芳正君) これより請願の審査を行います。

第一五号憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに関する請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでござります。

これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(林芳正君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十二分散会

一月三十一日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに関する請願(第一五号)(第一七号)
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願する請願(第二二号)

第一五号 令和二年一月二十日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに関する請願

請願者 東京都中野区 米良紘一郎 外一 紹介議員 加田 裕之君	国民投票法が与野党合意の下で制定されてから十年以上が経過した。各党は、憲法に関する改正案を含めた党の見解を明らかにしているが、憲法審査会ではその改正内容はほとんど議論されていない。憲法審査会は、国会法第百二条の六において「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」と規定されている。しかし、衆参両院共に憲法審査会において改正内容の実質審議は行われていない。これは極めて異常なことである。憲法審査会において、改正の是非について具体的に審議することを求める。
------------------------------------	--

請願者 兵庫県姫路市 三木英一 外十九 紹介議員 片山 大介君	第一七号 令和二年一月二十一日受理 憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに関する請願	二月七日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政 治を実現すること。	一、憲法第九条を変えないこと。 二、憲法第九条を変えないこと。	二月二十八日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに関する請願(第一一四号)
請願者 茨城県水戸市 五十嵐達太資 外 紹介議員 上月 良祐君	第三〇号 令和二年一月二十九日受理 憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに関する請願(第三〇号)	二月七日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政 治を実現すること。	一、憲法第九条を変えないこと。 二、憲法第九条を変えないこと。	二月二十九日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政 治を実現すること。
請願者 大阪市 平尾哲朗 外十九名 紹介議員 梅村みづほ君	第一一四号 令和二年二月十八日受理 憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに関する請願	二月二十九日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政 治を実現すること。	一、憲法第九条を変えないこと。 二、憲法第九条を変えないこと。	二月二十九日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政 治を実現すること。

請願者 滋賀県彦根市 岸辺剛 外一名 紹介議員 嘉田由紀子君	二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まつてゐる。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかつた大きな力は、憲法第九条の存在と市民の粘り強い運動であった。今、第九条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くない。日本が再び海外で戦争する国になるのは御免である。安倍首相による憲法第九条などは、改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則がいかされる政治を求める。	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに関する請願(第一一五号)	一、改憲発議に反対することに関する請願(第一一六号)
請願者 札幌市 小竹寛晃 外三百四十三 紹介議員 紙 智子君	二月二十一日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願する請願(第二二号)	二月二十一日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願する請願(第八三号)	二月二十一日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願	二月二十一日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願
請願者 札幌市 佐々木勝之 外六十六名 紹介議員 紙 智子君	第一一六号 令和二年二月十八日受理 改憲発議に反対することに関する請願	第一一五号 令和二年二月十八日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願	第一一四号 令和二年二月十八日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願	第一一四号 令和二年二月十八日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願

請願者 神奈川県横須賀市 五味まゆみ 紹介議員 市田 忠義君 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
改憲発議に反対することに関する請願 請願者 神奈川県横須賀市 大賀愛子 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
紹介議員 岩渕 友君 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第四九二号 令和二年三月十九日受理	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第四九三号 令和二年三月十九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 横浜市 建部充香 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
紹介議員 紙 智子君 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第四九四号 令和二年三月十九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 神奈川県横須賀市 鳥居康彦 三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
紹介議員 吉良よし子君 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第四九五号 令和二年三月十九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 横浜市 川辺洋子 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
紹介議員 倉林 明子君 七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第四九六号 令和二年三月十九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 横浜市 越野容子 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
紹介議員 小池 晃君 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第四九七号 令和二年三月十九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 横浜市 越野容子 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
紹介議員 小池 晃君 外三十七名	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
第六六六号 令和二年三月二十六日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 神奈川県逗子市 小川亞紀子 外三十七名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 大門実紀史君 外三十七名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第四九九号 令和二年三月十九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 神奈川県秦野市 鹿島豊夫 十七名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 武田 良介君 十七名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第五〇〇号 令和二年三月十九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 神奈川県三浦市 木村直子 外三十七名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 山下 芳生君 七名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第五〇一号 令和二年三月十九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 神奈川県三浦市 原田功 外三十 紹介議員 山添 拓君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第六七五号 令和二年三月三十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願 請願者 島根県安来市 野坂貞行 外二千五百五十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 紙 智子君 五百六十二名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第六八〇号 令和二年三月三十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願 請願者 千葉県船橋市 芦野智子 外二千五百五十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 吉良よし子君 五百六十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第六七六号 令和二年三月三十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願 請願者 川崎市 佐藤智津子 外二千五百五十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 伊藤 岳君 十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第六六三号 令和二年三月二十五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 德島県名東郡佐那河内村 小河宏 外一千九百八十八名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 市田 忠義君 外一千九百八十八名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第六七八号 令和二年三月三十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願 請願者 福井県敦賀市 西岡恵子 外十二万六千七十七名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 江崎 孝君 外十二万六千七十七名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第六七八九号 令和二年三月三十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願 請願者 福島県喜多方市 斎藤昌江 外二千五百五十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 岩渕 友君 外二千五百五十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第六七八九号 令和二年三月三十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願 請願者 北海道釧路市 坂本常雄 外二千五百五十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 紙 智子君 外二千五百五十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第六八〇号 令和二年三月三十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願 請願者 高知市 小林佐和 外二千五百五十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
紹介議員 伊藤 岳君 十九名	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

<p>第七一六号 令和二年四月三日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> <p>紹介議員 山下 芳生君 七名</p> <p>第七一七号 令和二年四月三日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願 請願者 北九州市 森鱗太郎 外五千四百十名</p> <p>紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> <p>五月一日日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願(第八一六号)(第八一七号)</p> <p>第八一六号 令和二年四月二十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願 請願者 埼玉県上尾市 田中悌二 外二千九百二名</p> <p>紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> <p>第八一七号 令和二年四月二十一日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願 請願者 埼玉県草加市 木村節子 外二千五百名</p> <p>紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p>
<p>第八一八号 令和二年五月八日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> <p>紹介議員 伊藤 岳君 百五名</p> <p>第六月五日本審査会に左の案件が付託された。 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法第九条を守り、いかすこと</p> <p>ついては、次の事項について実現を図られた い。 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法第九条を守り、いかすこと</p> <p>紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。</p> <p>第一〇八〇号 令和二年五月二十八日受理 日本国憲法を守り、いかすことに関する請願 請願者 福岡市 藤川政一 外一万六千六百四十五名</p> <p>紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。</p> <p>第一〇八一号 令和二年五月二十八日受理 日本国憲法を守り、いかすことに関する請願 請願者 京都市 篠部克子 外三千百六十名</p> <p>紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。</p>
<p>第一〇九号 令和二年五月二十八日受理 日本国憲法を守り、いかすことに関する請願 請願者 秋田市 鈴木克枝 外千二十九名</p> <p>紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。</p> <p>第一一二三七号 令和二年六月一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 北海道旭川市 武山アキ子 外九十三名</p> <p>紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一一二九六号 令和二年六月二日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 滋賀県湖南市 矢野瑞季 外四千二百二名</p> <p>紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。</p> <p>第一一五七二号 令和二年六月三日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願 請願者 川崎市 森田洋一 外三十一名</p> <p>紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> <p>第一一五七三号 令和二年六月三日受理 改憲発議に反対することに関する請願 第一一五七三号 令和二年六月三日受理</p>

請願者 埼玉県上尾市 大村淳 外三万八
百十九名

紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

六月十二日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義

主義をいかす政治の実現を求めることがで

する請願(第一七六三号)第一七六四号(第

一七六五号)(第一七六六号)(第一七六七号)

(第一七六八号)(第一七六九号)(第一七七〇

号)(第一七七一号)(第一七七二号)(第一七七

三号)(第一七七四号)(第一七七五号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第

一七七六号)(第一七七七号)(第一七七八号)

(第一七七九号)(第一七八〇号)(第一七八一

号)(第一七八二号)(第一七八三号)(第一七八

四号)(第一七八五号)(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七八

九号)(第一七八一〇号)第一七八〇号(第一七八

一号)(第一七八二号)第一七八三号)(第一七八

四号)(第一七八五号)(第一七八六号)(第一七八

七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七八

九号)(第一七八一〇号)第一七八一一号)(第一七八

二号)第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八

五号)(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八

八号)(第一七八九号)(第一七八一〇号)(第一七八

九号)(第一七八一〇号)第一七八一一号)(第一七八

二号)第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八

五号)(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八

八号)(第一七八九号)(第一七八一〇号)(第一七八

九号)(第一七八一〇号)第一七八一一号)(第一七八

二号)第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八

五号)(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八

請願者 東京都北区 石原志織 外千九百 千九百七十七名	紹介議員 伊藤 岳君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪市 菊井順子 外千九百七十 七十七名	紹介議員 倉林 明子君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 堺市 川角納子 外千九百七十七 七名	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪市 吉野勝海 外千九百七十 七名	紹介議員 小池 晃君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪府吹田市 植村彰子 外千九 百七十七名	紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪府池田市 高間千恵子 外千 九百七十七名	紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪府豊中市 横塚海咲 外千九 百七十七名	紹介議員 伊藤 岳君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 福井県あわら市 渡辺理英 外千 九百七十七名	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 奈良県生駒市 渡部典子 外七千 七百九十一名	紹介議員 武田 良介君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

請願者 東京都北区 石原志織 外千九百 千九百七十七名	紹介議員 伊藤 岳君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪市 菊井順子 外千九百七十 七十七名	紹介議員 倉林 明子君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 堺市 川角納子 外千九百七十七 七名	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪市 吉野勝海 外千九百七十 七名	紹介議員 小池 晃君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪府吹田市 植村彰子 外千九 百七十七名	紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪府池田市 高間千恵子 外千 九百七十七名	紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 大阪府豊中市 横塚海咲 外千九 百七十七名	紹介議員 伊藤 岳君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 福井県あわら市 渡辺理英 外千 九百七十七名	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 奈良県生駒市 渡部典子 外七千 七百九十一名	紹介議員 武田 良介君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

請願者 東京都北区 石原志織 外千九百 千九百七十七名	紹介議員 伊藤 岳君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 大阪市 菊井順子 外千九百七十 七十七名	紹介議員 倉林 明子君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
請願者 堺市 川角納子 外千九百七十七 七名	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 大阪市 吉野勝海 外千九百七十 七名	紹介議員 小池 晃君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 大阪府吹田市 植村彰子 外千九 百七十七名	紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 大阪府池田市 高間千恵子 外千 九百七十七名	紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 大阪府豊中市 横塚海咲 外千九 百七十七名	紹介議員 伊藤 岳君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 福井県あわら市 渡辺理英 外千 九百七十七名	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。
請願者 奈良県生駒市 渡部典子 外七千 七百九十一名	紹介議員 武田 良介君	この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

象徴的なものであり、そこでは憲法前文の全面的な書換えで不戦の誓いと全ての基本的人権の基礎である平和的生存権という日本国憲法の原点を消し去っている。そして、戦力の不保持を宣言した憲法第九条第二項の削除、表現の自由などの基本的人権の公の秩序を理由にした制限、改憲手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容である。

日本国憲法は、制定から約七十年、国民の様々な運動で国民主権、基本的人権の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてきた歴史がある。一方で、憲法をないがしろにした政治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキングクラスが一千万人を超えて雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっている。憲法をもつと積極的にいかし、発展させ、国民党が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働く日本を実現していくことが今こそ必要である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。憲法を守り、日本を戦争で生きる国にしないこと。

第二〇一七号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 福岡市 川口晃広 外四百六十七名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、おびただしい犠牲をもたらした戦争への深い反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄と戦力を持たないことを定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして人類的価値を持っている。しかし、今 国防軍の創設など第九条を変え、第九十六条の憲法改正要件を緩めるなど、憲法改悪の動きが一気に強まっている。また、日本への武力攻撃がないのに、アメリカと一緒に海外で戦争する集団的自衛権の行使に突き進もうとしている。今、日本がすべきことは、憲法

の平和原則をいかした平和の外交である。については、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ること。

第二〇一八号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 東京都八王子市 山口夏美 外四百六十名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇一九号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 埼玉県飯能市 山田かよ子 外四百六十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二〇号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 東京都八王子市 三好桃華 外四百六十名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二一号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 北九州市 阪田あい 外四百六十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二二号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 爲替業者

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 北九州市 阪田静子 外四百六十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二三号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 東京都八王子市 山口夏美 外四百六十名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二四号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 北九州市 北原直子 外四百六十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二五号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 群馬県利根郡みなかみ町 田村照代 外四百六十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二六号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 愛知県知多市 篠田稔 外四百六十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二七号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 大阪府守口市 山近道代 外四百六十名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二八号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 大阪府寝屋川市 久保ゆか 外四百六十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二九号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 北海道岩見沢市 野々下優子 外四百六十名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇三〇号 令和二年六月九日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 島根県宍道市 和田麻奈美 外百四十四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇三一号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 愛知県知多市 篠田稔 外四百六十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

を緩和して改憲をしやすくし、その上で国防軍創設のために第九条を変えようという動きである。

憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を可能にする法整備を行おうとする解釈改憲の動きも急である。この狙いは、アメリカの軍隊と共に自衛隊が海外で戦争できるようにするもので、国際紛争解決のための武力行使を禁ずる憲法の basic 理念とは一致しない。今こそ、日本国憲法の恒久平和、國民主權、基本的人權の三原則を始めとする各条項の遵守が求められている。特に、平和のうちに生き、暮らしたいとの国民の総意を反映した憲法第九条を政治・外交にいかし、日本が世界平和に貢献するよう求める。

については、次の事項について実現を図られた一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜き、平和のためにいかすこと。

第二〇六二号 令和二年六月十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願

請願者 茨城県つくば市 村田一誠 外二
十名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇六三号 令和二年六月十日受理

改憲発議に反対することに關する請願

請願者 埼玉県富士見市 星野清明 外五
百四十名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二〇六四号 令和二年六月十日受理

改憲発議に反対することに關する請願

請願者 北海道帯広市 志子田英明 外百
十二名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二〇六五号 令和二年六月十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 山形県西村山郡河北町 鈴木忠太郎 外七百二十九名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇八四号 令和二年六月十日受理

日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町 鈴木忠太郎 外二百二十七名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。